



市税などの納付がスタート！

本年度の納期は下表のとおりです。納税通知書が届いたときは課税明細書で内容を確かめ、納期限までに納めましょう。今回は、5月に納税通知書を発送する固定資産税・都市計画税と軽自動車税などについてお知らせします。

固定資産税・都市計画税

忘れずに納付を

平成 26 年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を 5 月 1 日に発送しますので、各納期限までに忘れずに納付してください。

【固定資産税】

毎年 1 月 1 日に、市内に所在する土地・家屋・償却資産に対し、その所有者に課税されます。

△税額 課税標準額 × 税率 (1.6%) = 税額

△免税点 同一人が市内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額が、免税点（土地 = 30 万円、家屋 = 20 万円、償却資産 = 150 万円）に満たない場合は課税されません。

【都市計画税】

都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるために設けられた目的税です。

毎年 1 月 1 日に、市内の市街化区域内に所在する土地・家屋に対し、その所有者に課税されます。

△税額 課税標準額 × 税率 (0.2%) = 税額

△免税点 固定資産税の課税標準額が免税点未満で課税されなかった土地・家屋には、都市計画税も課税されません。

■問い合わせ先 資産税課（市役所 2 階、資産税係…

☎ 40・7027 / 土地係…☎ 40・7028 / 家屋係…

☎ 40・7029)

	固定資産税	軽自動車税	市・県民税	国民健康保険料 介護保険料 後期高齢者医療保険料
4月				
5月	1期（6月2日）	全期（6月2日）		
6月			1期（6月30日）	
7月	2期（7月31日）			1期（7月31日）
8月				2期（9月1日）
9月			2期（9月30日）	3期（9月30日）
10月	3期（10月31日）			4期（10月31日）
11月			3期（12月1日）	5期（12月1日）
12月				6期（1月5日）
1月	4期（2月2日）			7期（2月2日）
2月			4期（3月2日）	8期（3月2日）
3月				

軽自動車税の減免

一定の条件を満たすときは、申請により減免を受けることができます。

△減免 軽自動車をもっぱら①身体障害者手帳、②愛護（療育）手帳、③精神障害者保健福祉手帳、④戦傷病者手帳の交付を受けている人の仕事、通院、通学などに使用する場合で、その障害の程度など一定の条件を満たすときは、申請により軽自動車税の減免を受け

対象になる人……

障害区分	障害の程度					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害						
平衡機能障害						
音声言語機能障害				ア		
上肢不自由	※					
下肢不自由						
体幹不自由						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害			イ			
内部機能障害						
免疫機能障害						
肝臓機能障害						
愛護手帳						
精神障害	ウ					

4月1日において、上表に該当する人が対象。複数の障害を有する場合は併合級によらず、個々の等級で判断。□は本人名義の車を本人が運転する場合が対象。

※障害名により制限あり。

ア…こう頭摘出による障害に限り対象

イ…下肢のみの障害は本人運転に限り対象

ウ…自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象

口座振替のご利用を

忙しい人や共働きの人は、便利で確実な口座振替（自動払込）での納付をお勧めします。納期のたびに銀行などへ行かずして済むほか、自動的に納付されるので納め忘れがありません。

申し込みは、①預貯金通帳、②使用している印鑑、③口座振替を希望する納付書を持参し、市内の金融機関（郵便局を含む）、収納課、岩木・相馬総合支所、各出張所の窓口で手続きすることができます。なお、口座振替の開始は、申し込みの翌月以降からとなります。

※口座の残高が不足していると振替ができません。納期限の前日までに預貯金残高を確認してください。なお、口座振替をやめる場合は、申し込みをした金融機

ることができます。また、車両の構造がもっぱら身体障害者などが利用するための軽自動車（特別構造車）も、減免を受けることができます。

※障害の程度などについては、左表をご覧ください。また、④の交付を受けている人は問い合わせを。

○減免を受けることができる台数 軽自動車・普通自動車合わせて 1 台に限る（特別構造車を除く）

○減免の申請手続きに必要な書類など 交付を受けている手帳／運転免許証／印鑑／納税通知書／生計同一証明書（手帳の交付を受けている人が本人名義の車を運転する場合は不要）

※生計同一証明書は、①②の交付を受けている人は福祉政策課（市役所 1 階、窓口 159）か岩木総合支所民生課（岩木庁舎 1 階）、相馬総合支所民生課（相馬庁舎）から、③の交付を受けている人は住民票を弘前保健所（西城北 1 丁目）へ提出し、証明を受けてください。

○特別構造車の減免の申請手続きに必要な書類など 印鑑／納税通知書／自動車検査証／仕様書

○申請先 納期限の 7 日前（本年度は 5 月 26 日）までに、市民税課諸税係（市役所 2 階、窓口 209）か岩木・相馬総合支所民生課へ。

△問い合わせ先 市民税課諸税係（☎ 35・1117）

自動車取得税・自動車税の減免

自動車取得税・自動車税についても減免の制度があります。詳しくはお問い合わせください。

△問い合わせ先 中南地域県民局県税部納税管理課（蔵主町、弘前合同庁舎内、☎ 32・4341）

関窓口で口座振替廃止の手続きをしてください。

△口座振替できる種類および問い合わせ先

○個人市県民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料（普通徴収分）、介護保険料（普通徴収分）、後期高齢者医療保険料（普通徴収分）… 収納課納税推進係（☎ 40・7031）

口座振替は便利だよ！

